現行 ~略~ 別表第2(第9条関係) (略) 備考 1~3 (略) 4 この表の D1 階層から D14 階層までにおけ る「所得税の額」とは、所得税法(昭和 40 年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32 年法律第26号)及び災害被害者に対する租 税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号) の規定によつて計算さ れた所得税の額とする。 ただし、次 に掲げる規定は、当該所得税の額を計算す る場合においては、適用しない。 (1) (略) (2) 租税特別措置法第41条第1項から第 3項まで、第41条の2、第41条の3の 2 第 4 項及び第 5 項、第 41 条の 19 の 2 第1項、第41条の19の3第1項及び 第2項、第41条の19の4第1項及び 第2項並びに第41条の19の5第1項 の規定 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する 法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 の規定 5~7 (略) ~略~

改正案

~略~

別表第2(第9条関係)

(略)

備考

1~3 (略)

- 4 この表の D1 階層から D14 階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によつて計算された所得税の額とする。 この場合において、扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律(平成 22 年法律第 6 号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算するものとする。ただし、次に掲げる規定は、当該所得税の額を計算する場合においては、適用しない。
 - (1) (略)
 - (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 2 項、第 6 項及び第 24 項、第 41 条の 2、第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項、第 41 条の 19 の 2 第 1 項、第 41 条の 19 の 3 第 1 項及び第 3 項並びに第 41 条の 19 の 4 第 1 項及び第 3 項の規定
 - (3) 租税特別措置法等の一部を改正する 法律(平成 10 年法律第 23 号)附則第 12 条、所得税法等の一部を改正する法律 (平成 25 年法律第 5 号)附則第 59 条第 1 項及び第 60 条第 1 項並びに所得税法 等の一部を改正する法律(平成 28 年法 律第 15 号)附則第 76 条第 1 項、第 77 条第 1 項及び第 2 項、第 80 条、第 81 条並びに第 82 条第 1 項の規定

5~7 (略)

~略~

(∐ ∃il

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行す

る。